

様式第32（第24条関係）

下水道附近地掘削届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> （あて先）東大阪市上下水道事業管理者 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">住所</div> 届出人 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">氏 名</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> { 法人にあっては、主たる事務所の所 { 在地並びに名称及び代表者の氏名 } </div>	
次のとおり下水道管の附近地を掘削したいので、お届けします。	
掘 削 場 所	
掘 削 目 的 及 び そ の 構 造 物	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
附 近 地 掘 削 の 延 長 及 び そ の 構 造 物	管径 延長 人孔
下 水 道 管 の 保 護 方 法	
工 事 施 工 業 者 名	
現 場 監 督 名	
備 考	

担当者及び連絡先 _____

電話番号 _____

※注 位置図、平面図（1／300）、縦断図、構造図、下水道保護図

その他必要な図書

2部提出

条 件

- 1 本届出書を工事着手日の2週間以上前に本市下水道維持管理課に提出し、事前確認を受けること。
- 2 近接工事の施工に伴い、下水道施設に影響を与える恐れがある場合は、本市下水道維持管理課と協議し、必要な防護措置を取ること。
- 3 工事に起因して下水道施設に損傷を与えた場合は、直ちに本市下水道維持管理課に連絡し、その指示に従うものとする。なお、復旧に対して一切の責任を負うこと。
- 4 本工事完了後、本市下水道維持管理課に完了報告を行い、事後確認を受けること。事後確認の際に下水道管の蛇行、不同沈下、破損及び他の支障が判明した場合、その復旧は届出人の費用負担で原型に戻すものとする。尚、復旧工事については、本市下水道維持管理課の指示に従うものとする。
- 5 届出書に記載した内容に変更が生じる場合、本市下水道維持管理課に連絡すること。
- 6 不測の事態が生じた場合は本市下水道維持管理課と都度協議すること。